

十二 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第五十三条第六項（旧特許法第二百五十九条第一項（旧特許法第二百七十四条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）旧特許法第二百六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十三 意匠法第十七条の三第三項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用す

十九 特許法第五十条（同法第一百五十九条第一項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第十九条（同法附則第一十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十 特許法第六十四条の二第一項の規定による出願公開の請求

二十一 実用新案技術評価の請求

二十二 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にする」とを請求した期間の延長又は短縮の請求

二十三 特許法第一百一一条第一項、意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）の請求

二十四 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るもの）を除く。

イ 特許法第四十五条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による口頭審理の申立

ロ 特許法第五十条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

十七 特許法第二百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出

十八 特許法第二百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

十九 特許法第二百八十四条の七第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

二十 特許法第二百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

二十一 特許法第二百八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

二十二 特許法第二百八十四条の十四（同法第二百八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

二十三 実用新案法第四十八条の四第四項に規定する国内処理の請求

二十四 実用新案法第四十八条の七第一項又は第一項の規定による書面の提出

二十五 特許法第四条（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第二百七十三条第一項（意匠法第五十八条第一項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間を除く。）の延長又は意匠法第十七条の四（商標法第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求